

7 関係機関への届け出

(1) 登記事項証明書と印鑑証明書の取得

諸官庁等への届出等に必要なので、登記事項証明書と印鑑証明書の交付を請求し、保存用も含めて交付を受けておきましょう。

- ① 登記事項証明書 5～6 通
- ② 法人としての印鑑証明書 必要数
- ③ 定款は、法人で保管する原本（発起人記名押印のもの）の写しで対応

(2) 税務関係機関への届け出

法人は、納税義務が生じるため、税務署など税務関係機関への届け出が必要です。

届出先	必要書類	期限
税務署	法人設立届出書 (添付書類) ① 登記事項証明書 ② 定款(写) ③ 出資者の名簿 ④ 事業目論見書(設立趣意書) ⑤ 設立時の貸借対照表※	設立後2ヶ月以内
	青色申告の承認申請書(法人税用)	設立後3ヶ月を経過した日か事業年度終了日のいずれか早い日の前日まで
	減価償却資産の償却方法の届出書	設立事業年度確定申告書の提出期限まで
	棚卸資産の評価方法の届出書	
	給与支払事務所等の開設届出所	開設後1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請及び納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出	適用を受けようとする月の前月の末日まで
	消費税課税事業者選択届出書	設立事業年度の末日まで
県 (県税事務所)	法人設立届・法人の事務所等の設置届 (添付書類) ① 定款(写) ② 登記事項証明書	設立後5日以内
市区町税務関係課	法人設立届出書 (添付書類) ① 定款(写) ② 登記事項証明書	各市町に確認してください

※設立時の貸借対照表は、特に決まった書式はありません。法人設立時点では、払

込資本金が預金となっているだけなので、貸借対照表も簡単なものになります。ただし、個人や営農組合から資産等を引き継いだ場合は、その資産等の記載が必要です。

(3) 社会保険関係省庁（社会保険、労働保険関係）への届け出

届出先	必要書類	期限
年金事務所	健康保険・厚生年金保険新規適用届	適用事業所になったときから5日以内
	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	
労働基準監督署	労働保険保険関係成立届・任意加入申請書	保険関係が成立した日から10日以内
	概算保険料申告書	保険関係が成立した日から50日以内
公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届	事実のあった日の翌日から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで

※各届出書に係る添付書類については、「Ⅶ 労務対策・社会保険制度（P174～）」を参照。

(4) 行政庁への届け出

農事組合法人の場合は、県知事に届け出が必要です。

（農協法第72条の16第4項、広島県農業協同組合法施行細則第3条第2項第2号）

届出先	必要書類	期限
県 （農林水産局 団体検査課）	農事組合法人成立届出書 （添付書類） ① 登記事項証明書 ② 定款（写） ③ 事業計画書 ④ 設立経過報告書 ^{※1} ⑤ 発起人が農民であることを証する書類 ^{※2}	設立登記（成立）の日から2週間以内

※1 設立経過報告書の添付は施行細則で定められていますが、設立総会議事録を代用している例もあります。

※2 発起人が農民であることを証する書類の例

- ア、農業委員会から耕作証明書や農業を営む者の証明等
- イ、認定農業者の証明書、農協や市場が発行する出荷証明書
- ウ、農業所得があることを確認できる所得証明書や税務関係書類
- エ、加入資格が農民である農協の正組合員証や農業者年金の加入証明書等
- オ、農業法人や農家に就労している場合には、当該就労先からの農業従事証明

農協法で定められている各種届出又は登記手続きについて違反した場合は、農協法第101条又は第100条の5により、役員が過料に処されることがあります。

※ 定款変更届については、「Ⅴ 集落法人の設立 6 法人設立の登記（P115）」を参照。